

# 青森県報

第三千二十二号

平成二十年  
十二月十日  
(水曜日)

## 目次

### 告 示

|   |         |   |
|---|---------|---|
| 生活保護法による介護機関の指定                         | (健康福祉課) | 一 |
| 右 同                                     | (同)     | 一 |
| 右 同                                     | (同)     | 二 |
| 右 同                                     | (同)     | 二 |
| 右 同                                     | (同)     | 二 |
| 生活保護法による指定介護機関の居宅介護事業所の所在地変更の届出         | (同)     | 三 |
| 生活保護法による指定介護機関の介護予防事業所の所在地変更の届出         | (同)     | 三 |
| 生活保護法による指定介護機関の特定福祉用具販売事業所の所在地変更の届出     | (同)     | 三 |
| 生活保護法による指定介護機関の特定介護予防福祉用具販売事業所の所在地変更の届出 | (同)     | 三 |
| 建設業者の許可の取消し                             | (中南部地域) | 四 |
| 右 同                                     | (同)     | 五 |
| 出先機関                                    | (北地域)   | 五 |
| 道路の位置の指定                                | (下北地域)  | 五 |
| 選挙管理委員会                                 |         |   |

病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定の一部改正(事務局) 五

## 告 示

青森県告示第七百七十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十年十二月十日

青森県知事 三 村 申 吾

| 名称        | 居宅介護事業者           |        | 居宅介護事業の種類          | 居宅介護事業所           |        | 指定期限 |
|-----------|-------------------|--------|--------------------|-------------------|--------|------|
|           | 主たる事務所の所在地        | 訪問介護   |                    | 名称                | 所在地    |      |
| 社会福祉法人弘友会 | 弘前市大字向外の瀬字豊田三二〇の一 | 訪問介護   | 訪問介護ステーション・フラワーズ   | 弘前市大字向外の瀬字豊田三二〇の一 | 平成二〇・一 |      |
| 株式会社友情    | 黒石市大字中川の字富田一〇の二   | "      | 介護サービス「よゆう」弘前      | 弘前市大字徒町川端町一       | 二〇・一   |      |
| 株式会社オイスワン | 青森市大字石江の五字江渡五二の七  | 福祉用具貸与 | 株式会社オイスワンエコーライフ事業部 | 北津軽郡中泊町大字中里字龜山四八五 | 二〇・一   |      |

青森県告示第七百七十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、

介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十年十二月十日

青森県知事 三 村 申 吾

|         |            |                      |                |                  |                   |
|---------|------------|----------------------|----------------|------------------|-------------------|
| 介護予防事業者 | 名称         | 社会福祉法人弘友会            | 株式会社友情         | 社会福祉法人青森福祉振興団    | 株式会社オイスワン         |
|         | 主たる事務所の所在地 | 弘前市大字向外の瀬字豊田三二〇の一    | 黒石市大字中川字富田一〇の二 | むつ市十二林一の一三       | 青森市大字石江五字江渡五二の七   |
| 介護予防事業所 | 種類         | 訪問介護サービスセンター・フランチャイズ | 介護サービスセンター     | 介護予防通所介護         | 介護予防福祉用具貸与        |
|         | 名称         | 訪問介護サービスセンター・フランチャイズ | 介護サービスセンター     | みちのく中央デイサービスセンター | 株式会社オイスワンエコライフ事業部 |
| 指定年月日   | 所在地        | 弘前市大字向外の瀬字豊田三二〇の一    | 弘前市大字徒町川端町一    | むつ市十二林一の一三       | 北津軽郡中泊町大字中里字亀山四八五 |
|         | 年月日        | 平成二〇・一〇・一            | 二〇・二・一         | "                | 二〇・一〇・一           |

青森県告示第七百七十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十年十二月十日

青森県知事 三 村 申 吾

|           |            |                  |           |     |                     |       |
|-----------|------------|------------------|-----------|-----|---------------------|-------|
| 居宅介護支援事業者 | 名称         | 社会福祉法人峰寿会        | 居宅介護支援事業所 | 名称  | うぐいすの森居宅介護支援センター    | 指定年月日 |
|           | 主たる事務所の所在地 | 五所川原市金木町朝日山三三三の八 |           | 所在地 | 北津軽郡中泊町大字中里字亀山四四九の一 |       |

青森県告示第七百八十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十年十二月十日

青森県知事 三 村 申 吾

|             |            |                |             |     |           |       |
|-------------|------------|----------------|-------------|-----|-----------|-------|
| 特定福祉用具販売事業者 | 名称         | 株式会社町田会        | 特定福祉用具販売事業所 | 名称  | サカエ薬局五所町三 | 指定年月日 |
|             | 主たる事務所の所在地 | 弘前市大字境関字西田二八の一 |             | 所在地 | 五所川原市弥生   |       |

青森県告示第七百八十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十年十二月十日

青森県知事 三 村 申 吾

|                     |    |            |               |               |                  |
|---------------------|----|------------|---------------|---------------|------------------|
| 株式会社町田商会<br>アンドン町田商 | 名称 | 主たる事務所の所在地 | 名称            | 所在地           | 指<br>月<br>日<br>定 |
| 弘前市大字境関<br>字西田二八の一  |    |            | サカ工業局五所<br>川原 | 五所川原市弥生<br>町三 | 平成<br>二〇一〇・二     |

青森県告示第七百八十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十年十二月十日

青森県知事 三 村 申 吾

| 変更後              | 変更前               | 変更後               | 変更前               | 区 分        |         |
|------------------|-------------------|-------------------|-------------------|------------|---------|
| 株式会社イサツクメスデ      | 社会福祉法人青森市厚友振興団    | 五所川原市大字金山字盛山四二の八  | 五所川原市大字金山字盛山四二の八  | 名称         | 居宅介護事業者 |
| 宮城県仙台市青葉区広瀬町三の四三 |                   |                   |                   | 主たる事務所の所在地 |         |
| 福祉用具貸与           | 訪問介護              |                   |                   | の種類        | 居宅介護事業  |
| レンタルサービスとわだ      | 青山荘ヘルパースタッフ派遣センター | 五所川原市大字金山字盛山四二の八  | 五所川原市大字金山字盛山四二の八  | 名称         | 居宅介護事業所 |
| 相和八坂の一七          | 相和八坂の一七           | 五所川原市大字石岡字藤巻一三の四七 | 五所川原市大字石岡字藤巻一三の四七 | 所在地        |         |
| 二〇一〇・一           |                   | 平成二〇一〇・九          |                   | 変更年月日      |         |

青森県告示第七百八十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十年十二月十日

青森県知事 三 村 申 吾

| 変更後              | 変更前               | 変更後               | 変更前               | 区 分        |         |
|------------------|-------------------|-------------------|-------------------|------------|---------|
| 株式会社イサツクメスデ      | 社会福祉法人青森市厚友振興団    | 五所川原市大字金山字盛山四二の八  | 五所川原市大字金山字盛山四二の八  | 名称         | 介護予防事業者 |
| 宮城県仙台市青葉区広瀬町三の四三 |                   |                   |                   | 主たる事務所の所在地 |         |
| 介護福祉用具貸与         | 介護訪問              |                   |                   | の種類        | 介護予防事業  |
| レンタルサービスとわだ      | 青山荘ヘルパースタッフ派遣センター | 五所川原市大字石岡字藤巻一三の四七 | 五所川原市大字石岡字藤巻一三の四七 | 名称         | 介護予防事業所 |
| 相和八坂の一七          | 相和八坂の一七           | 五所川原市大字石岡字藤巻一三の四七 | 五所川原市大字石岡字藤巻一三の四七 | 所在地        |         |
| 二〇一〇・一           |                   | 平成二〇一〇・九          |                   | 変更年月日      |         |

青森県告示第七百八十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から特定福祉用具販売事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。



建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年十二月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社山藏建設
- 二 代表者の氏名 上郡 真一
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字平岡町二の四
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二〇）第一六五五三号
- 五 取消年月日 平成二十年十一月二十一日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
塗装、造園工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成二十年九月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

下北地域県民局告示第三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二條第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、下北地域県民局地域整備部及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年十二月十日

下北地域県民局長 奈良岡 修 一

| 位 置        | 延 長       | 幅 員      | 指 定<br>年 月 日  |
|------------|-----------|----------|---------------|
| むつ市新町二二四の二 | 七五・五六メートル | 六・〇五メートル | 平成<br>二〇・二・二六 |

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第七十八号

平成十五年十二月二十六日青森県選挙管理委員会告示第四百四号（病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十年十二月十日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

二の表中

|     |              |    |
|-----|--------------|----|
| 樹の里 | 大字諏訪沢字丸山六三の二 | を  |
| 樹の里 | 大字諏訪沢字丸山五六の一 | に、 |
| 光養園 | 大字鮫町字金屎三五の九〇 | を  |
| 光葉園 | 大字鮫町字金屎三五の九〇 | に、 |
| 静和園 | 中泊町大字中里字宝森六  | を  |

|                     |                             |       |
|---------------------|-----------------------------|-------|
| 「<br>ヴィラ弘前<br>」     | 「<br>大字岩賀二丁目二の二<br>」        | に改める。 |
| 「<br>シルバーヴィラ弘前<br>」 | 「<br>大字岩賀二丁目二の二<br>」        | を     |
| 五の表中                | 「<br>三戸郡三戸町大字斗内字和田六〇の一<br>」 | に改める。 |
| 「<br>鶴亀荘<br>」       | 「<br>三戸郡三戸町大字斗内字和田六〇の五<br>」 | を     |
| 「<br>静和園<br>」       | 「<br>中泊町大字中里字宝森一の二<br>」     | に     |

(発行所・発行人)  
青森市長島二丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町二丁目番七七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭